

足利市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料 (単位 円)	占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		680		第2種電柱		660
	第3種電柱		920		第3種電柱		900
	第1種電話柱		400		第1種電話柱		390
	第2種電話柱		630		第2種電話柱		620
	第3種電話柱		870		第3種電話柱		850
	その他の柱類		40		その他の柱類		39
	略				略		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770		
郵便差出箱及び信書便差出箱		330	郵便差出箱及び信書便差出箱		320		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	770		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		470		外径が1メートル以上のもの		460

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	790	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.005	A×0.005	
		階数が2のもの			A×0.008
		階数が3以上のもの			A×0.01
	上空に設ける通路		870	870	
	地下に設ける通路		520	520	
その他のもの		790	790		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	17	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	170	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	
	標識		1本につき1年	630	
	旗ざお		1本につき1月	170	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170		
アーチ		1基につき1月	1,700		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	790	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	170	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				79	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.017	

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	770	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.004	A×0.004	
		階数が2のもの			A×0.007
		階数が3以上のもの			A×0.008
	上空に設ける通路		930	930	
	地下に設ける通路		560	560	
その他のもの		770	770		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	標識		1本につき1年	620	
	旗ざお		1本につき1月	190	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190		
アーチ		1基につき1月	1,900		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	770	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				77	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.016	

	上空に設けるもの		A × 0.024		上空に設けるもの		A × 0.02
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	A × 0.005				
		階数が2のもの	A × 0.008				
		階数が3以上のもの	A × 0.01				
	その他のもの		A × 0.034		その他のもの		A × 0.028
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A × 0.017	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A × 0.016
	その他のもの		A × 0.012		その他のもの		A × 0.011
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A × 0.024	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A × 0.02
	その他のもの		A × 0.012		その他のもの		A × 0.011
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.017	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.016
	上空に設けるもの		A × 0.024		上空に設けるもの		A × 0.02
	その他のもの		A × 0.034		その他のもの		A × 0.028
令第7条第12号に掲げる器具			A × 0.034	令第7条第12号に掲げる器具			A × 0.028
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A × 0.017	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A × 0.016
	上空に設けるもの		A × 0.024		上空に設けるもの		A × 0.02
	その他のもの		A × 0.034		その他のもの		A × 0.028

備考

1. この表において、「令」とは道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいい、その他の用語の意義は、道路法施行令別表の例による。
2. この表により難いとき又は特殊な事情があると認めるときは、そのときの状況により随時評定するものとする。

改正後	改正前
<p>第2条第3項</p> <p>道路占用者から徴収する占用料の額の基礎となる表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>第2条第3項</p> <p>道路占用者から徴収する占用料の額の基礎となる占用の面積で、1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第2条第4項</p> <p>1件の占用料が100円未満のものは、100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第2条第4項</p> <p>1件の占用料が200円未満のものは、200円に切り上げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第3条</p> <p>市長は、占用を許可したときは直ちに前条の規定による占用料の納額告知書を道路占用者に交付するものとする。</p>	<p>第3条</p> <p>市長は、占用を許可したときは直ちに第2条の規定による占用料の納額告知書を道路占用者に交付するものとする。</p>